

◆ 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

軽自動車・原動機付自転車などの手続き

【問い合わせ】 課税課
☎ 22-9613 FAX 22-9618

◆ 手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されます。そのため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくことになります。

毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中しますので、これらの手続きが必要な場合は早めに手続きを済ませてください。普通自動車についても大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

また、販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識(ナンバープレート)ごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などに確認してください。

《手続きに必要なもの》

○ 廃車手続きの場合：印鑑、標識(ナンバープレート)、
標識交付証明書

○ 名義変更手続きの場合：両者の印鑑、標識交付証明書
※ すべての手続きについて、窓口へ来られた人の身分証明書が必要です。

※ 手続きに必要なもの、必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

《三・四輪の軽自動車の問い合わせ》

軽自動車検査協会三重事務所
☎ 059-234-8431 FAX 059-234-1326

《二輪の軽自動車の問い合わせ》

三重県軽自動車協会
☎ 059-234-8611 FAX 059-234-8613

《二輪の小型自動車の問い合わせ》

中部運輸局三重運輸支局
☎ 050-5540-2055 FAX 059-238-1302

《原動機付自転車・小型特殊自動車・

農耕作業用等自動車の問い合わせ》

課税課

伊賀支所振興課 ☎ 45-9111 FAX 45-9120
島ヶ原支所振興課 ☎ 59-2053 FAX 59-3196
阿山支所振興課 ☎ 43-1543 FAX 43-1679
大山田支所振興課 ☎ 47-1150 FAX 46-1764
青山支所振興課 ☎ 52-1112 FAX 52-2174

～減免申請書は毎年提出が必要です～

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限7日前の5月26日(月)までに減免申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

この申請は、現在、減免を受けている人が、引き続き減免を受ける場合も必要です。

◆ 農作物づくりに挑戦してみませんか

市民ふれあい農園利用者募集

【問い合わせ】 農林振興課
☎ 43-2302 FAX 43-2313

【ところ】 予野・青蓮寺開畑地内

【募集区画】

小区画：50㎡・211区画
大区画：100㎡・35区画

※ 1人何区画でも利用できます。

【利用料】

小区画：年間15,000円/区画
大区画：年間30,000円/区画

※ 使用期間が12カ月に満たない場合は月割り額になります。

※ 100㎡以上の区画利用で面積に応じて割り引きがあります。

【付帯施設】 ログハウス〔管理棟〕・トイレ・ロッカー

(有料)・シャワー (有料)・農機具 (一部有料)

【利用期間】

契約月～平成27年3月31日(継続更新可)
※ 途中解約はできません。

【申込先・問い合わせ】

明日が楽しみな里づくり委員会

☎/FAX 39-1250

※ 後日、市と貸付契約書を締結する必要があります。

【問い合わせ】

農村ふれあいセンター

☎/FAX 39-1250

農園管理棟 ☎ 39-0693

※ 管理人不在日：月・水・金曜日(祝日を除く。)

◆伊賀北部と青山支所管内の「資源・ごみ分別ガイドブック」を改訂しました

伊賀北部地区のごみの出し方などが変わります

【問い合わせ】 清掃事業課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

◆集積場でのごみの出し方などを変更します

○容器包装プラスチック（回数変更・品目追加）
新たにチューブ類を追加しました。（汚れを取り除いたケチャップ・洗顔料のチューブなど）

※分別が進み、排出機会が増えてきていることから、**収集回数が月2回から週1回**になります。

○アルミ缶（袋出し）

伊賀・阿山・大山田支所管内は、回収箱で収集していましたが、今後は全てごみ袋に入れて出してください。（市で統一）

○可燃ごみ（品目追加）

金属類で集めていたアルミはくは、資源化処理しにくいいため、可燃ごみとします。

○処理困難（危険）物（品目廃止）

ファンヒーターなどの灯油を燃料とする家電類は、燃料が抜ききれていないことが多く発火の危険が高いため、サイズにかかわらず集積場収集しません。

また、自転車・ガスコンロ・チャイルドシート・ベビーカーなど、大型で解体が困難なものや、1回の収集につき1個までとしてきたペンチ、かなづちなど金属部分に厚みがある工具類など、破砕が困難なごみも同様に集積場収集対象外とします。

※これらは、新たに「粗大ごみ」の区分になりますので、さくらリサイクルセンターへの直接搬入か粗大ごみ戸別収集事業（有料）をご利用ください。

◆4月から次の分別区分を変更します

○可燃性粗大ごみ⇒硬プラ・革製品類

《収集対象》 硬質プラスチック類、革・ビニール製品類、ふとん・カーペット類

※解体できないものは、さくらリサイクルセンターへの直接搬入か粗大ごみ戸別収集事業（有料）をご利用ください。

○埋立ごみ

《収集対象》 ガラス・せともの・乾電池、危険物（カセットボンベ・スプレー缶・ライター）、テープ類（ビデオテープ・カセットテープなど）

※「ガラス・せともの・乾電池」は今までどおり、回収箱に出してください。（容器の3分の2まで）

※「危険物」と「テープ類」はそれぞれの区分ごとに、ごみ袋に入れて出してください。

※同じ車で収集しますが、ごみ袋に入れるごみは収集後、施設で取り出し、再資源化処理をするので、種類によって出し方が変わります。

◆粗大ごみ戸別収集事業が始まります

電話予約により、ご自宅の玄関先などまで粗大ごみの収集（有料）に伺います。（1点200円、1回の収集につき5点まで）予約は4月1日からの受付開始です。

《収集対象》 集積場へ出せないごみ（自転車・ファンヒーター・チャイルドシートなど）、解体できない家具・寝具類（食器棚・タンス・ソファなど）、種類によっては大型で、解体・持ち運びが困難な家電製品類（ステレオ・扇風機など）

《申込先》 伊賀北部粗大ごみ受付センター ☎ 20-1255

現在、各住民自治協議会単位で分別の説明会をしています。終了後、各自治会単位でも要望があれば、お問い合わせしますので、お問い合わせください。

《問い合わせ》 清掃事業課・各支所住民福祉課

◆育児・家事に積極的な男性の写真を募集します

イクメン・イクジイ・カジダン写真コンテスト

【問い合わせ】
人権政策・男女共同参画課
☎ 22-9632 FAX 22-9666

【募集期間】 3月3日(月)～5月30日(金)

【応募資格】 市内在住の人

【応募規定】 ○写真専用紙を使用し、サイズは四つ切(ワイド可)またはA4で、未発表のものに限ります。

○写真に写っている人の承諾を得て応募してください。

○撮影した時期は問いません。（古い写真でも可）

【賞】 最優秀賞：1点、優秀賞：数点（各賞品あり）

※応募作品は返却しません。また、受賞作品は、市の

男女共同参画の啓発に使用する場合があります。

※受賞者には直接通知し、表彰式にご出席いただきます。

【応募方法】 応募者の住所・氏名・年齢・性別・電話番号・作品タイトル・写真のエピソードを記入の上、郵送または持参で応募してください。

【提出先】 〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地
ハイトピア伊賀4階 伊賀市男女共同参画センター（人権政策・男女共同参画課）